

# 第84回 全日本学生ヨット選手権大会

- 大会期日 : 2019年10月30日(水)から2019年11月4日(月・祝)
- 開催地 : 兵庫県西宮市 新西宮ヨットハーバー (〒662-0934 兵庫県西宮市西宮浜4-16-1)
- 共同主催 : 全日本学生ヨット連盟、関西学生ヨット連盟、兵庫県セーリング連盟
- 公認 : 公益財団法人日本セーリング連盟 (承認番号: 未定)
- 後援 : 兵庫県、兵庫県教育委員会、公益財団法人兵庫県体育協会、西宮市、西宮市教育委員会、日本470協会、日本スナイプ協会、関西470協会、関西スナイプ協会、関西セーリング連盟、大阪府ヨットセーリング連盟、奈良県セーリング連盟、和歌山県セーリング連盟、一般社団法人関西ヨットクラブ
- 特別協賛 : 日建レンタコムグループ
- 協力 : 新西宮ヨットハーバー株式会社
- 後援、特別協賛、協力は現時点では「お願いする予定」です。

## レース公示 (案)

### 1. 規則

- 1.1 本大会には、『2017-2020 セーリング競技規則』(以下、RRSという)に定義された規則を適用する。
- 1.2 以下の規約及び申し合わせ事項を適用する。(全日本学生ヨット連盟のホームページから入手可能)
- (1) 全日本学生ヨット連盟規約 (2) 470級 学連申し合わせ事項
- (3) スナイプ級学連申し合わせ事項 (4) 【DP】艇体への大学名表示に関する学連申し合わせ事項
- 1.3 RRS 付則Pが適用される。付則P1文中の『セール番号』は、『セール番号または艇の識別番号』と置き換える。これは付則P1を変更している。
- 1.4 RRS 付則Tが適用される。
- 1.5 RRS 付則Dは適用されない。
- 1.6 【DP】はプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する規則を意味する。
- 1.7 【DP】規則40『個人用浮揚用具』を次のように変更する。
- (a) 『水上にいる間、衣類又は個人用装備を一時的に変えたり整えたりする場合を除き、競技者は個人用浮揚用具を着用しなければならない。ウェット・スーツとドライ・スーツは、個人用浮揚用具ではない。この項は規則第4章前文を変更している。』
- (b) 国際スナイプ級クラス規則C3.1(a)に次を追加する。  
『個人用浮揚用具には、浮力40N以上の個人用浮揚用具も含める。』
- 1.8 規則41(艇は、以下を除き、外部からの援助を受けてはならない)に以下を追加する。  
『(e) 同じレースに参加している自チームの艇との口頭による情報交換』
- 1.9 規則60.1(b)(艇は救済要求することができる)に以下を追加する。  
『ただし、艇は、自チームの他艇から受けた損傷又は傷害に基づいて救済要求を行うことはできない。』
- 1.10 次の規則を追加する。『インシデントが同じチームの艇の間であり、接触がなかった場合、規則第2章の規則違反に対してのペナルティーはないものとする。』
- 1.11 SCIRA規則の「国内及び選手権大会の運営規定」は、同規定9.1に定められたレースを行なう最大風速に関する規定を除き適用されない。

### 2. 【DP】広告

- 2.1 艇は、主催団体によって選択され支給される広告を表示するよう要求されることがある。この規則に違反した場合には、World Sailing 規程 20.9.2 が適用される。

### 3. 競技種目 国際470級、国際スナイプ級

### 4. 【DP】参加資格及び申込み

#### 4.1 参加資格

- (1) 本大会は、各水域における予選を行い、各水域学生ヨット連盟の推薦を得た学連加盟大学のチームであること。
- (2) 各水域の推薦枠は、次のとおりとする。

国際470級	北海道	東北	関東	中部	近畿北陸	関西	中国	四国	九州
基本枠	1	1	6	1	2	2	1	1	2
特別枠			2		1	1			2
開催地枠						1			
合計	1	1	8	1	3	4	1	1	4

計 24 校

国際スナイプ級	北海道	東北	関東	中部	近畿北陸	関西	中国	四国	九州
基本枠	1	1	6	1	2	2	1	1	2
特別枠			2		2	1			1
開催地枠						1			
合計	1	1	8	1	4	4	1	1	3

計 24 校

- (3) 参加チームの競技者は、次の項目を満たしていなければならない。
- (a) 各水域の水域予選の時点で2019年度(公財)日本セーリング連盟会員であること。
  - (b) 全日本学生ヨット連盟規約 第6条に定められた競技出場資格を満たしていること。
- 規約第6条 連盟主催、主管及び公認ヨット競技の出場資格は、以下のとおりとする。  
 (1) 加盟大学に学籍のある者。ただし通信教育部生は除く。(2) 出場可能年数は入学時より4年間とする。
- (c) スポーツ安全保険に加入していること。  
ただし、スポーツ安全保険の傷害保険、賠償責任保険部と補償が同等であり、大会で生じる人身の傷害、死亡、または他の艇や参加者に対する損害賠償に対応するために十分な保険に加入している場合は、スポーツ安全保険と同等の保険に加入しているものとして認められる。
  - (d) 国際470級の競技者は、日本470協会の2019年度団体会員登録を完了している大学ヨット部に所属していること。
  - (e) 国際スナイブ級の競技者は、2019年度日本スナイブ協会会員であること。
- (4) 参加チームの監督、コーチ、支援艇の代表者(当日支援艇に乗艇し、「抗議の審問」の対象となった場合に出席する方)は、2019年度(公財)日本セーリング連盟会員であること。
- (5) 艇の乗員は、1艇につき2名とし、そのチームに登録(エントリー)した競技者での交替を行って良い。
- (a) 水上で乗員交替をする場合は、届出たチーム(所属する大学)の支援艇を利用すること。
  - (b) 主催団体では、乗員交替用の舟艇は準備しない。

#### 4.2 参加申込

- (1) 参加申込に必要な書類は、以下のとおりとする。
- (a) 参加申込書-1 (振込合計表)
  - (b) 参加申込書-2 (競技者名簿)
  - (c) 参加申込書に記載した競技者全員の『2019年度(公財)日本セーリング連盟会員証の写し』
  - (d) スポーツ安全保険等の『保険証書の写し』(参加申込書に記載した競技者の名前が記載されたもの)
  - (e) 大会計測証明書(各水域で実施し公式計測員がサインしたもの)
  - (f) 参加申込書-3(支援艇許可申請書)
- (2) 参加申込に必要な書類のうち、(a)～(d)は10月4日(金)必着で郵送及びeメールに添付し送信すること。
- (3) 参加申込に必要な書類のうち、(e)～(f)は10月25日(金)必着でeメールに添付し送信すること。本紙は受付時に提出すること。ただし、(e)大会計測証明書と(f)参加申込書-3(支援艇許可申請書)の内、支援艇IIに関する部分については、大会期間中に陸上本部に提出することで申請を認めることがある。
- ◎参加申込先(郵送先)：2019年度 関西学生ヨット連盟 委員長：尾井恵子  
 ◎メール送付先：関西学生ヨット連盟 委員長：尾井 恵子、副委員長：古橋 潤樹、事務局長：廣島 伸一
- (4) 水域予選が10月1日以降に開催される水域については、(2)の期日を10月16日(水)に変更する。
- (5) 指示4.2(2)の期日を過ぎてからの参加申込みについては「レイトエントリー扱い」とし、2019年10月18日(金)17:00までに限り、所定の参加料に対し50%のペナルティーフィーを支払うことで参加を認める。ただし、この場合パンフレットへの競技者名の掲載ができない場合がある。  
 上記期限を過ぎてからの艇の変更等については主催団体へ理由書を提出し承諾を得る必要がある。

### 5. 参加料

- 5.1 参加料等は、次のとおりとする。
- (a) 参加料：1校/1クラス 60,000円
  - (b) 識別番号代：1校/1クラス 6,300円(3艇分。艇体用・セール用合わせて。追加は1艇2,100円)
  - (c) レース艇の施設使用料：1艇/1日 1,000円/日(税込)
  - (d) スロープから人力で陸揚げが可能な支援艇の施設使用料：1艇/1日 1,000円/日(税込)
- 5.2 振込期日は、2019年10月4日(金)午前中とする。  
 ただし、水域予選が、10月1日以降に開催される水域については、2019年10月16日(水)午前中を振込期日とする。
- 5.3 指示5.2の期日を過ぎてからの振込みについては「レイトエントリー扱い」とし、10月18日(金)午前中までに所定の参加料に対し50%のペナルティーフィーを追加で支払うことを条件に本大会への参加を認める。期限までにペナルティーフィーを含めた全額の振込みがなされない場合は本大会への参加を認めない。
- 5.4 振込先は以下の通りとする。〇〇銀行〇〇支店 店番〇〇〇 普通口座〇〇〇〇〇 名義名 〇〇〇〇〇〇〇〇

### 6. 【DP】艇

- 6.1 各クラスとも1チーム3艇とする。なお、各チームとも1艇の予備艇を認める。  
その場合、予備艇を含めた4艇の内、いずれの3艇の船齢を合計しても7年以上になることとする。
- 6.2 予備艇の使用は艇の破損による場合のみとし、事前にテクニカル委員会の許可を得なければならない。
- 6.3 レース委員会が準備した識別番号(バウナンバー)を、【添付図A】に示す位置に貼付けなければならない。
- 6.4 同一の識別番号(バウナンバー)を同時に複数の艇で使用してはならない。
- 6.5 艇は所属校の所有艇でなければならない。ただし、レース委員会が承認した場合にのみ、チャーター艇を認める。
- 6.6 国際スナイブ級は、艇体に2019年度のデコールシールを貼り付けていること。
- 6.7 国際スナイブ級で、中古艇(学連標準仕様以外のスナイブ)を使用する場合は、計測証明書の日付が平成28年10月31日以前であること。計測証明書の日付が平成28年11月1日以降の場合は参加を認めない。

## 7. 【DP】セール

- 7.1 各チームが用意した1チーム3セットとする。なお、各チームとも3セットの予備セールを認める。
- 7.2 予備セールの使用は、セールの紛失又は補修ができないほどの損傷があった場合のみとし、事前にテクニカル委員会の許可を得なければならない。
- 7.3 レース委員会が準備した、艇の識別番号（バウナンバー）と同じ識別番号を、【添付図A】に示す位置に、メイン・セールの上部にスターボード側を上にして、重ならないように貼付けなければならない。
- 7.4 同一のセール番号、同一の識別番号を複数の艇で同時に使用してはならない。各クラス協会に登録されたセール番号以外の番号を使用してはならない。
- 7.5 国際470級のメイン・セールとスピネーカーのセール番号は、同一でなければならない。
- 7.6 国際スナイブ級のジブの材質は、最少160g/m<sup>2</sup>でなくてもよい。
- 7.7 識別番号シール及び割当表は、登録(受付)時に配布する。

## 8. 日程

- 8.1 登録・受付：2019年10月30日(水)13:00 - 17:00、2019年10月31日(木)08:30 - 14:00
- 8.2 大会計測：水域計測を確実に実施することで、大会期日中のスタンプ確認は不要とする。
- 8.3 主将会議：2019年10月31日(木) 15:00 - 16:00
- 8.4 開会式：2019年10月31日(木) 16:15 - 16:45（レセプションを実施する場合は開会式に続き開催する）
- 8.5 予定されるレース日程とレース数は、次のとおりとする。

日 程	国際470級	国際スナイブ級
11月1日(金)	3	3
11月2日(土)	3	3
11月3日(日)	3	3
11月4日(月・祝)	2	2
合 計	11	11

- 8.6 それぞれの日の計画されたレースに対して1レースを超えないまで、レースを前倒して実施する場合がある。
- 8.7 **それぞれの日の最初のレースの予告信号の予定時刻は、10:00**とし、引き続きの予告信号は前のクラスのスタート後に適宜に発せられる。
- 8.8 11月4日(月・祝)は12:00より後に予告信号を発しない。ただし、11月3日(日)までに実施した合計レース数が2レース以下の場合は、「11月4日(月・祝)は14:00より後に予告信号を発しない。」とする。
- 8.9 表彰式と閉会式は、11月4日(月・祝)最終レース終了後に行う。

## 9. 登録(受付)

参加チームは、8.1の時間内に、大会本部で次の書類を提示し、登録(受付)を完了しなければならない。

- (1) 競技者の『2019年度(公財)日本セーリング連盟会員証原本』
- (2) 監督・コーチの『2019年度(公財)日本セーリング連盟会員証原本又は写し』。
- (3) 支援艇の**代表者**の『2019年度(公財)日本セーリング連盟会員証原本又は写し』。
- (4) 国際470級は、『Measurement Certificate including Measurement Form(MC/MF)(原本)』。ただし、2011年7月29日以前に登録された艇は、上記に加え『計測登録証明書(原本)』も提示しなければならない。
- (5) 国際スナイブ級は、『計測証明書』及び競技者の『SCIRA登録会員証(原本)』又は日本スナイブ協会各水域フリートキャプテンが発行する『2019年度SCIRA登録証明書(原本)』。
- (6) 水域で実施した「大会計測証明書」の本紙。(事前にeメール添付で送付済みのもの)

## 10. 計測

- 10.1 参加チームは、使用する艇の艇体に関する有効な計測証明書(470級はMEASUREMENT FORMも含む)を登録(受付)時に提示しなければならない。
- 10.2 参加チームは、艇体及びセールに関する各水域のオフィシャル・メジャーによる大会事前計測を完了したことを証明する「大会計測証明書」を所定の期日までに大会事務局に提出し、確認を受けなければならない。同じく証明となる「大会計測済スタンプ」の押印も水域計測において受けなければならない。
- 10.3 **【DP】**水域計測は、2019年9月21日(土)以降に実施されなければならない。「大会計測証明書」発行後は、改造を行ってはならず、計測後に改造を行った場合は、再計測を受けなければならない。
- 10.4 大会事務局が納得する合理的な理由がある場合に限り、各水域で出来なかった大会計測を、テクニカル委員会で実施する場合がある。その場合の計測料は、艇体：1艇3,000円、セール：1セット3,000円とする。

## 11. 帆走指示書

- 11.1 帆走指示書は、9月30日(月)までに各水域学連委員長宛に送付するか、**大会公式サイトに掲示する。**
- 11.2 帆走指示書に対する質問は、10月15日(火)必着で大会事務局に送付すること。  
◎ 大会事務局連絡先：2019年度 関西学生ヨット連盟 委員長：尾井恵子(参加申込み先と同じ)
- 11.3 質問に対する回答は、原則として公式掲示板に掲示する。共有を急ぐ場合等は各水域学連委員長宛に送付するか、大会公式サイトに掲示する。

## 12. 開催地

【添付図B】に、レース・エリアおよび新西宮ヨットハーバーのおおよその場所を示す。

## 13. コース

13.1 【添付図C】の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。帆走すべきコースを示す文字は、帆走指示書で指定される。

## 14. 得点

14.1 大会の成立には、3レースを完了することが必要である。

14.2 クラス別のチーム順位は、実施された全てのレースにおける各チーム3艇の得点の合計とし、より得点の低いチームを上位とする。これは規則A2を変更している。クラス別のチーム得点がタイとなった場合は、規則A8の「艇」を「チーム」に置き換えて適用する。

14.3 総合得点は、両クラスに参加した大学の、両クラスの全ての得点の合計とし、より得点の低いチーム(大学)を上位とする。総合の得点がタイとなった場合には、当該チーム(大学)は同順位とし、その次の順位を欠位とする。

14.4 規則90.3(b)に規定された以下の規則に基づく失格(「DNE」)に対する得点は、参加艇数に5を加えた得点とする。これは規則A4.2を変更している。

- ・規則2
- ・規則30.4の最後の文
- ・規則P2.2又はP2.3を適用する場合の規則42
- ・規則69.1(b)
- ・規則69.2(h)(2)

## 15. 支援艇【DP】

15.1 支援艇の中での呼称の区別

(1) **支援艇Ⅰ**： 監督、コーチ又はその指示する者が乗艇するエンジン付きボート及びクルーザーで、水上においてレース中ではない自校に所属する競技者又は艇に対し、指定のエリアに限り、以下の支援ができる。

- (a) 競技者へのアドバイス、応援。
- (b) 艇の交換装備の積み込み、装備交換の援助、破損した装備の引き取り。
- (c) 飲料水、食事の競技者への供与、ゴミの引き取り。

(2) **支援艇Ⅱ**： レースの観覧・応援専用のエンジン付きボート及びクルーザーで、競技者又は艇への援助は原則一切できないものとする。

(a) 競技者へのトイレ供与は認める。その場合もトイレ使用に関すること以外で競技者と接触することは禁ずる。

15.2 支援艇を持ち込む場合は、指示4.2(1)(2)(3)の参加申し込み手続きが必要である。

なお、他校との共用は認められるが、指示15.12の内、「当該支援艇に関わる艇」は共用する大学全てにかかることがある。

15.3 支援艇の登録は、「参加申込書-3」(支援艇許可申請書)を受付け時に提出することにより完了する。登録に基づき支援艇には、受付時に「支援艇許可証」が発行され、レース委員会から識別旗が貸与される。

15.4 **支援艇Ⅰの登録数は各種目毎に1艇とする。兩種目出場の場合、最大2艇とする。**

15.5 支援艇Ⅱのみ参加申込み期限後の追加登録を認めるが、できる限り事前に登録すること。

15.6 支援艇の乗員及び支援者は、水上にいる間、衣類又は個人用装備を一時的に変えたり整えたりする場合を除き、個人用浮揚用具を着用しなければならない。

15.7 支援艇は、受付時に貸与された指定色の識別旗を水上において常に掲揚し、「支援艇許可証」及び帆走指示書に記載されるレース委員会からの指示事項を守らなければならない。

15.8 支援艇は外部より視認できるよう大学名を記したものを掲示しなければならない。

15.9 支援艇は、ハーバー内においては、可能な限り引き波を立てないようにデッドスローで航行しなければならない。

15.10 支援艇は、レース中であるにもかかわらず、常に一般船舶の動きに目を配り、一般船舶の航行を妨げてはならない。

15.11 レース委員会の指示に従わなかった支援艇は、以後出艇が許可されないほか、当該支援艇に関わる艇に対して、プロテスト委員会の裁量によるペナルティーが課せられることがある。

15.12 レース委員会船に『数字旗8』が掲揚された場合、支援艇は、レース・エリアを含む全エリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。

15.13 スロープから人力で陸揚げが不可能な支援艇又は応援艇は、指示4.2(3)の参加申込みを行うとともに、その係留場所、施設利用料と支払い方法等については、新西宮ヨットハーバー株式会社へ直接申込みの上、指示を受けること。

16. 賞 賞は次のように与える。

クラス	優勝旗(持ち回り)	賞状	賞品
国際470級	1位	1位～6位	1位～3位
国際スナイプ級	1位	1位～6位	1位～3位
総合	1位	1位～6位	1位～3位

## 17. 責任の否認

競技者は、完全に自己の責任でこのレガッタに参加する(規則4「レースをすることの決定」参照)。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物的損傷又は人身傷害若しくは死亡によるいかなる責任も負わない。

### 18. 大会期間中の競技者の肖像権

選手は、本大会に参加することにより、大会期間中の選手または本大会における選手の装備に関する動画、スチール写真および撮影された映像またはその製版について、対価を求めることなく、主催団体に独自の判断で使用する権利を与えるものとする。

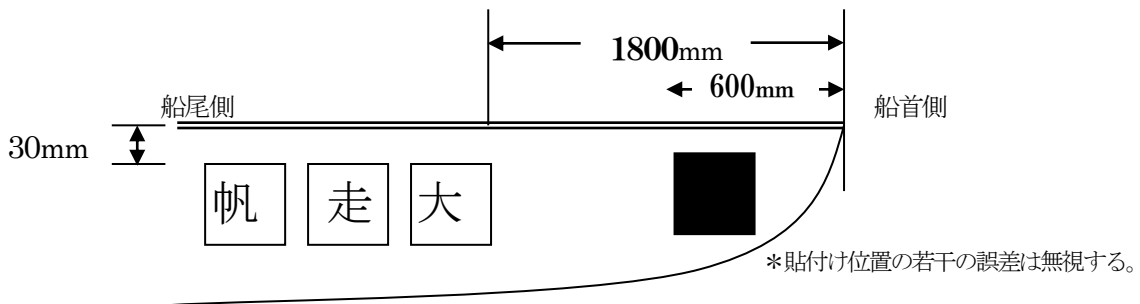
19. 問い合わせ先 2019年度 関西学生ヨット連盟 委員長：尾井恵子

20. 追加情報 10月31日(木)は13：30以降の出艇を禁止する。

以上

### 【添付図A】 識別番号 貼付位置

・艇への貼付け位置 ( ■ の部分。スターボード側、ポート側の両側)

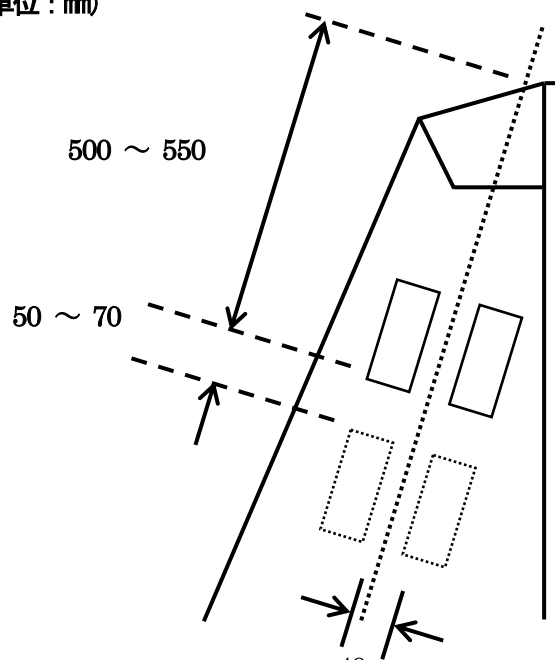
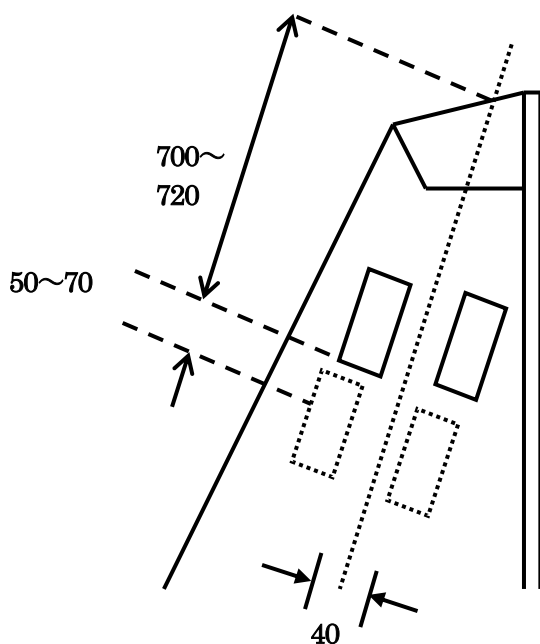


・セールへの貼付け位置

<国際470級>

<国際スナイプ級>

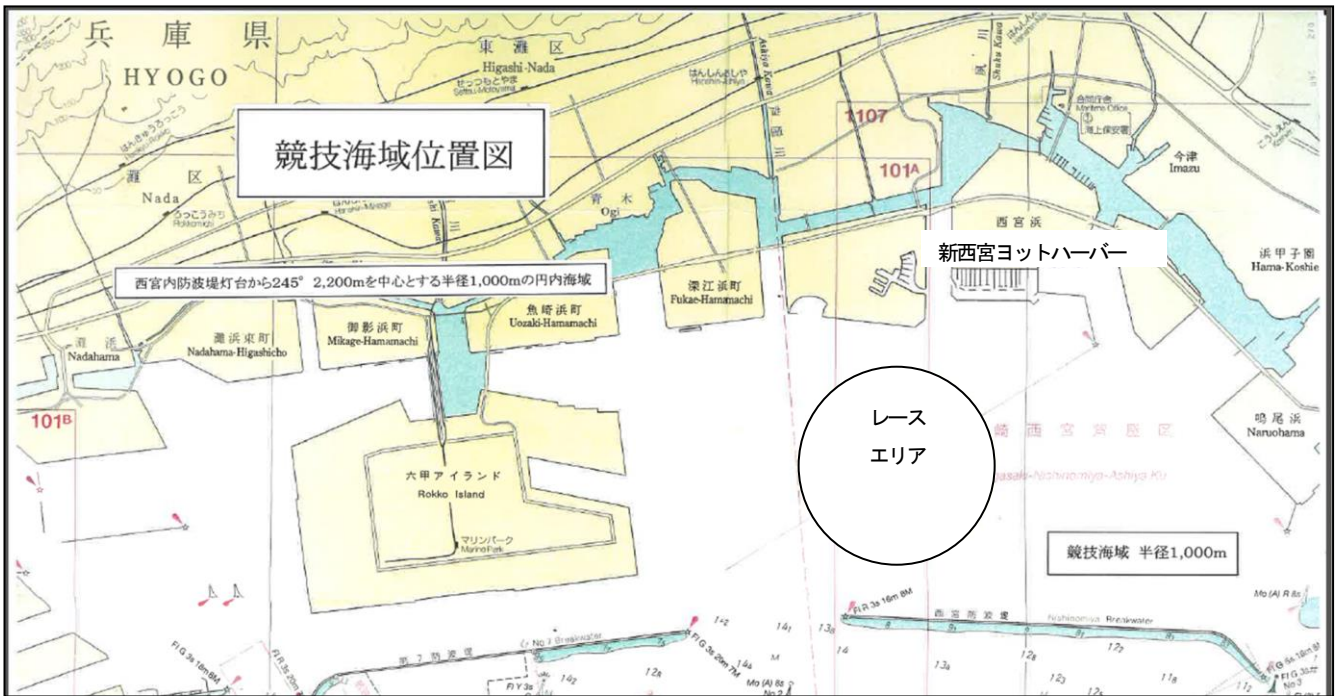
(単位：mm)



- ・スターボード側とポート側は、重ならないように貼ること。
- ・1桁の場合は、右に寄せず真ん中に貼ること。
- ・識別番号の色:国際470級は赤、国際スナイプ級は青色(予定)

(単位：mm)

【添付図B】 レースエリア、新西宮ヨットハーバーのおおよその場所



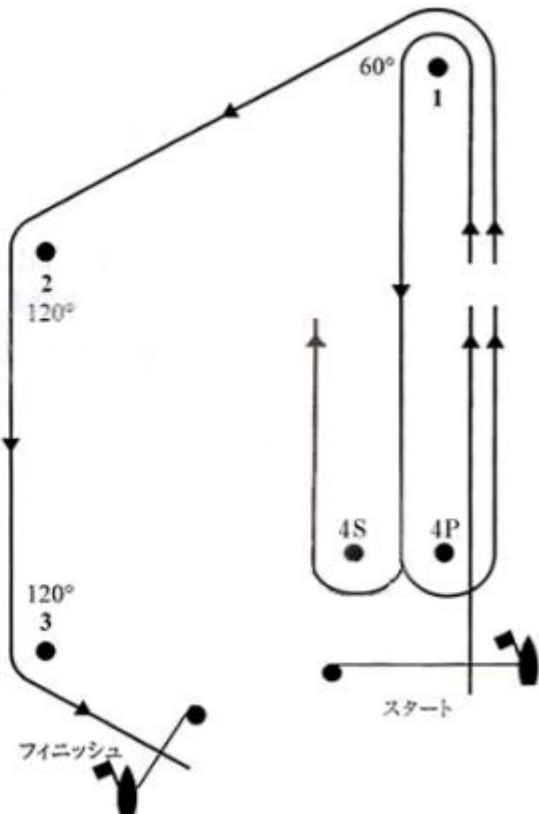
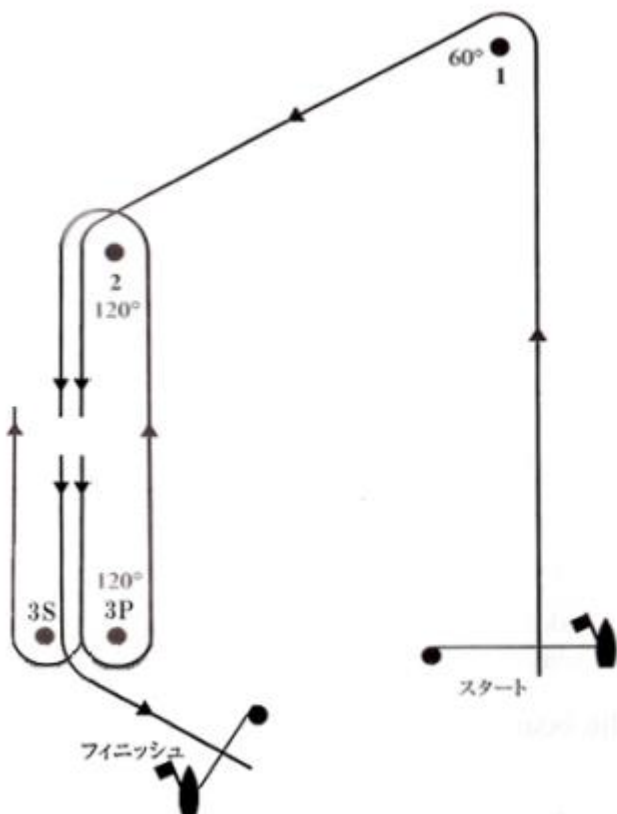
【添付図C】 コース見取り図

コース “ 0 ”

- O 2 : Start → 1 → 2 → 3 S / 3 P → 2 → 3 P → Finish → Finish
- O 3 : Start → 1 → 2 → 3 S / 3 P → 2 → 3 S / 3 P → 2 → 3 P → Finish → 1 → 2 → 3 P → Finish

コース” I ”

- I 2 : Start → 1 → 4 S / 4 P → 1 → 2 → 3 P
- I 3 : Start → 1 → 4 S / 4 P → 1 → 4 S / 4 P



# 第84回全日本学生ヨット選手権大会

## 帆走指示書 (案)

### 1. 規則

- 1.1 本大会には、『2017-2020 セーリング競技規則』(以下、RRSという)に定義された規則を適用する。
- 1.2 以下の規約及び申し合わせ事項を適用する。(全日本学生ヨット連盟のホームページから入手可能)
  - (1) 全日本学生ヨット連盟規約
  - (2) 470級 学連申し合わせ事項
  - (3) スナイブ級学連申し合わせ事項
  - (4) 【DP】艇体への大学名表示に関する学連申し合わせ事項
- 1.3 RRS 付則Pが適用される。付則P1文中の『セール番号』は、『セール番号または艇の識別番号』と置き換える。これは付則P1を変更している。
- 1.4 RRS 付則Tが適用される。
- 1.5 RRS 付則Dは適用されない。
- 1.6 【DP】はプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する規則を意味する。
- 1.7 【SP】は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これらの違反と関連するペナルティーのガイドラインは、公式掲示板に掲示される。標準ペナルティーを課された艇の得点略語は「STP」である。レース委員会に抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。これはRRS63.1、A5及びA11を変更している。
- 1.8 【NP】は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則60.1(a)を変更している。
- 1.9 【DP】規則40『個人用浮揚用具』を次のように変更する。
  - (a) 『水上にいる間、衣類又は個人用装備を一時的に変えたり整えたりする場合を除き、競技者は個人用浮揚用具を着用しなければならない。ウェット・スーツとドライ・スーツは、個人用浮揚用具ではない。この項は規則第4章前文を変更している。』
  - (b) 国際スナイブ級クラス規則C3.1(a)に次を追加する。  
『個人用浮揚用具には、浮力40N以上の個人用浮揚用具も含める。』
- 1.10 規則41(艇は、以下を除き、外部からの援助を受けてはならない)に以下を追加する。  
『(e) 同じレースに参加している自チームの艇との口頭による情報交換』
- 1.11 規則60.1(b)(艇は救済要求することができる)に以下を追加する。  
『ただし、艇は、自チームの他艇から受けた損傷又は傷害に基づいて救済要求を行うことはできない。』
- 1.12 次の規則を追加する。  
『インシデントが同じチームの艇の間であり、接触がなかった場合、規則第2章の規則違反に対してのペナルティーはないものとする。』
- 1.13 SCIRA規則の「国内及び選手権大会の運営規定」は、同規定9.1に定められたレースを行なう最大風速に関する規定を除き適用されない。

### 2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会陸上本部前に設置された公式掲示板に掲示される。

### 3. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書(以下『指示』という)5.1、5.2、5.3、5.5のレース日程の変更は、それが発効する前日の18:00までに掲示される。
- 3.2 指示5.6のブリーフィング開始時刻の変更は、変更する日の08:30までに掲示又は口頭で指示する。
- 3.3 指示3.1及び3.2以外の変更は、当日の08:30までに掲示される。

### 4. 陸上で発せられる信号

- 4.1 陸上で発せられる信号は、大会陸上本部前に掲揚される。
- 4.2 【NP】【SP】音響1声と共に掲揚されるD旗が掲揚されるまで艇は、出艇してはならない。  
予告信号はD旗の掲揚後40分以降に発せられる。ただし、予告信号は指示5.3の時刻前に発せられることはない。  
D旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該クラスのみにも適用する。
- 4.3 指示5.3に示されたその日の最初のレースの予告信号予定時刻の40分前までにD旗が掲揚されない場合、その日のレースは時間の定めなく延期されている。

### 5. レース日程

- 5.1 予定されるレース日程とレース数は、次のとおりとする。

日付	国際470級	国際スナイブ級
11月1日(金)	3レース	3レース
11月2日(土)	3レース	3レース
11月3日(日)	3レース	3レース
11月4日(月・祝)	2レース	2レース
合計	11レース	11レース

- 5.2 それぞれの日の計画されたレースに対して1レースを超えないまで、レースを前倒して実施する場合がある。

- 5.3 それぞれの日の最初のレースの予告信号の予定時刻は、10:00 とし、引き続きの予告信号は前のクラスのスタート後に適宜に発せられる。
- 5.4 1つのレース又は一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に、音響信号1声とともにレース委員会信号船にオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。
- 5.5 11月4日(月・祝)は12:00 より後に予告信号を発しない。ただし、11月3日(日)までに実施した合計レース数が2レース以下の場合、「11月4日(月・祝)は14:00 より後に予告信号を発しない。」とする。
- 5.6 ブリーフィング  
レース日の08:30よりブリーフィングを行う。

6. クラス旗 クラス旗は、次のとおりとする。

種 目	クラス旗	旗 色
国際470級	470旗	白地に青記章
国際スナイブ級	スナイブ旗	白地に赤記章

7. レース・エリア

【添付図A】に、レース・エリアの位置を示す。

8. コース

- 8.1 【添付図B】の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含む帆走コースを示す。
- 8.2 国際470級、国際スナイブ級の帆走コースを示す文字は【添付図B】コース見取り図のとおりとする。
- 8.3 予告信号以前に、レース委員会信号船に「艇の帆走すべきコース」および「最初のレグのおおよそのコンパス方位」を掲示する。

9. マーク

9.1	マーク 1, 2, 3 S/3 P, 4 S/4 P	新しいマーク	スタート マーク	フィニッシュ マーク
	オレンジ色の三角錐	黄色の円筒形	レース委員会船	レース委員会船 & オレンジ色円筒形

- 9.2 マークの数字は無視するものとする。

10. スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールの間とする。
- 10.2 スタート信号後4分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった (DNS)』と記録される。これは規則A4とA5を変更している。
- 10.3 規則30.4の『セール番号』を『識別番号』に置き換える。これは規則30.4を変更している。規則30.4に基づくレース委員会による掲示は、レース委員会信号船のスターン掲示板に行われる。
- 10.4 【NP】【DP】他のクラスのレースのスタート手順の間、予告信号が発せられてないクラスの艇は、スタート・エリアを回避しなければならない。【添付図C】にスタート・エリアを示す。
- 10.5 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるためレース委員会信号船以外のレース委員会船にも「第1代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会信号船以外の当該レース委員会船が行う「第1代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味を持たないものとし、また、音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号及び規則29.2を変更している。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し又はフィニッシュ・ラインを移動し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。  
その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. レースの中止

- 12.1 レースを中止する場合、艇に注意喚起するために、レース委員会信号船以外のレース委員会船に音響信号とともにN旗を掲揚する場合がある。レース委員会信号船以外のレース委員会船でのN旗の降下には、レース信号N旗の「予告信号はN旗降下の1分後に発せられる」の意味を持たない。

13. フィニッシュ

- 13.1 フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールと、ポートの端のフィニッシュ・マークのコース側の間とする。
- 13.2 レース委員会は、フィニッシュ記録作業を補佐するため、フィニッシュ・ラインの外側にレース委員会船を配置することがある。

14. ペナルティー方式

- 14.1 規則42違反に対し、付則Pが適用される。ただし、規則P1文中の『セール番号』は、『セール番号又は識別番号』と置き換える。これは規則P1を変更している。
- 14.2 付則T適用に伴い、レース後ペナルティーを履行する場合は、陸上本部もしくはプロテスト委員会事務局に用意された「レース後ペナルティー申告書」をプロテスト委員会事務局に提出しなければならない。



## 15. タイム・リミットとターゲット・タイム

15.1 タイム・リミットとフィニッシュ・ウィンドウ及びターゲット・タイムは、次のとおりとする。

クラス	タイム・リミット	マーク1タイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ	ターゲット・タイム
国際470級	80分	25分	15分	40分
国際スナイプ級	80分	25分	15分	45分

15.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合、レースは中止される。ターゲット・タイムどおりにならなくても救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。

15.3 規則30.3及び規則30.4に違反しないでスタートした先頭艇が規則28.1に従いコースを帆走してフィニッシュから起算されるフィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった(DNF)』と記録される。これは規則35及びA4、A5を変更している。

## 16. 抗議と救済要求

16.1 抗議書は、プロテスト委員会事務局で入手できる。抗議、救済要求、審問の再開要求は、適切な時間内にプロテスト委員会事務局に提出しなければならない。

16.2 抗議締切時刻は、その日の当該クラスの最終レース終了後又はレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。この時刻は公式掲示板に掲示する。

16.3 レース委員会、テクニカル委員会又はプロテスト委員会による抗議の意思を、規則61.1(b)に基づき被抗議艇に伝えるために、当該委員会は陸上にて口頭で伝えるか、抗議の通告を掲示する。

16.4 審問の場所及び時刻、抗議の当事者又は証人として指名されたものを競技者に知らせるため、抗議締切時刻後30分以内に通告を掲示する。

16.5 付則Pに基づく規則42違反に対するペナルティーを課された艇のリストは、レース終了後掲示する。

16.6 審問は基本的に受付順に行うものとし、当事者は、プロテスト委員会事務局前に待機していなければならない。

16.7 指示4.2、10.4、18.1、18.2、19、20、21.2、24及び規則77、付則G、レース公示の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは規則60.1(a)を変更している。

16.8 大会最終日での審問再開の要求は、次の時間内に提出しなければならない。この項は規則66を変更している。

(1) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。

(2) 再開を要求している当事者が当日に判決を通告された場合には、通告後20分以内。

16.9 大会最終日では、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から20分以内に提出されなければならない。これは規則62.2を変更している。

## 17. 得点

17.1 大会の成立には、3レースを完了することが必要である。

17.2 クラス別のチーム順位は、実施された全てのレースにおける各チーム3艇の得点の合計とし、より得点の低いチームを上位とする。これは規則A2を変更している。クラス別のチーム得点がタイとなった場合は、規則A8の「艇」を「チーム」に置き換えて適用する。

17.3 総合得点は、両クラスに参加した大学の、両クラスの全ての得点の合計とし、より得点の低いチーム(大学)を上位とする。総合の得点がタイとなった場合には、当該チーム(大学)は同順位とし、その次の順位を欠位とする。

17.4 規則90.3(b)に規定された以下の規則に基づく失格(「DNE」)に対する得点は、参加艇数に5を加えた得点とする。これは規則A4.2を変更している。

- ・規則2
- ・規則30.4の最後の文
- ・規則P2.2又はP2.3を適用する場合の規則42
- ・規則69.1(b)
- ・規則69.2(h)(2)

17.5 艇は、掲示されたレース又はシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正をレース委員会に要請することができる。この場合、艇は陸上本部に用意されている『得点照会要請書』に所定の事項を記入しなければならない。

## 18. 安全規定

18.1 【NP】【SP】出艇申告と帰着申告

(1) 出艇申告

当日のレースに出走しようとする場合は、各大学チーム代表者が、各日の8:00から9:00までの間に、『出艇申告書』の出艇確認欄に自大学チームの艇の出艇の有無を記入し、大会陸上本部に提出した後に、出艇しなければならない。

ただし、『出艇申告書』提出時点で出艇が未確定の艇が、実際に出艇する場合は、陸上本部に準備された『出艇・帰着確認書』の出艇確認欄にヘルムスマン自身がサインをした後に、出艇しなければならない。

(2) 帰着申告

陸上に帰着した艇は、その都度速やかに、陸上本部に準備された『出艇・帰着確認書』の帰着確認欄に、ヘルムスマン自身がサインをしなければならない。締切時刻はその日の当該クラスの最終レース終了後、又はレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。

レース委員会は、正当な理由がある場合には、その時間を延長しなければならない。

- (3) 一旦陸上に帰着し、再度出艇する場合は、陸上本部に設置された『出艇・帰着申告書』の出艇確認欄にヘルムスマン自身がサインした後に、出艇しなければならない。

### 18.2 【NP】【SP】リタイアの報告

- (1) リタイアしようとする艇は、速やかにレース・エリアを離れ、リタイアの意味を近くのレース委員会船又はプロテスト委員会船に伝えなければならない。これは規則4.2条違反によりリタイアする場合も同様とする。
- (2) やむを得ない理由により、海上で報告できずに陸上に帰着する場合は、帰着後速やかに、陸上本部にその理由を伝えなければならない。
- (3) レースをフィニッシュした後にリタイアする場合は、その日の抗議締切時刻までに、陸上本部に「リタイア報告書」を提出しなければならない。

- 18.3 レース委員会又はプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合は、リタイアを勧告することができる。また艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合は、強制的救助活動を行うことがある。この場合、艇からの救済の要求は認められない。これは規則60.1(b)を変更している。

### 19. 【NP】【DP】乗員の交替

- 19.1 水上で乗員を交替する場合は、予告信号前にレース委員会信号船に口頭で伝えなければならない。陸上で乗員を変更する場合は、陸上本部にその旨を口頭で伝えた後に、出艇しなければならない。

- 19.2 すべてのチームは、その日の全レース終了後、乗員の変更の有無にかかわらず、抗議締切時刻までに『乗員名簿・変更届』を陸上本部に提出しなければならない。

### 20. 【NP】【DP】装備の交換

- 20.1 損傷又は紛失した装備の交換は、テクニカル委員会の事前の承認なしでは許可されない。

交換の要請は、最初の適切な機会にテクニカル委員会にその旨を報告し、承認を得た後に行わなければならない。

- 20.2 海上で装備を交換する場合は、最初の適切な機会にレース委員会信号船に装備の交換がある旨を伝え、帰着後に『装備交換申請書』をテクニカル委員会に提出し承認を受けなければならない。

ただし、水上においてメインセールの交換が認められた場合、その日のその後のレースに限り、識別番号の貼付けは免除される。その場合、レース委員会がその艇に準備した識別番号以外の識別番号をメインセールの貼付けていてはならない。

- 20.3 陸上での交換要請には、陸上本部で入手できる『装備交換申請書』をテクニカル委員会に提出し承認を得ること。

### 21. 【NP】【DP】装備と計測のチェック

艇又は装備は、クラス規則、レース公示及び帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。レース委員会により指定された艇は、検査のために直ちに水上又は陸上の指定されたエリア・場所に向かうか、もしくは艇を持ち込まなければならない。

### 22. 運営艇の識別

運営艇の識別は以下の通りとする。

運 営 艇	識 別 旗
レース委員会艇	白地に赤字『R C』
プロテスト委員会艇	赤字に白地『P R O T E S T』
レスキュー艇	緑地に白字「R E S C U E」
テクニカル委員会	白地に赤字「M E A S U R E M E N T」
報道艇	白地に緑字「M E D I A」
V I P 艇	白地に赤字「V I P」

### 23. 【NP】【DP】支援艇

- 23.1 支援艇は、水上にいる間、大会本部で貸与する識別旗を水面1m以上の高さで、目視ができるよう掲揚しなければならない。識別旗は、支援艇Ⅰは黄緑色旗、支援艇Ⅱは緑色旗とする。

- 23.2 **支援艇Ⅰについては艇種毎に1艇とする。両艇種に出場の場合 支援艇Ⅰは最大2艇とする。**

- 23.3 **支援艇は外部より視認できるよう大学名を記したものを掲示しなければならない。**

- 23.4 支援艇は、レース委員会船及びプロテスト委員会船を妨げてはならない。またレース中の艇に引き波の影響を与えてはならない。

- 23.5 支援艇は、最初にスタートするクラスの予告信号の時刻から、すべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか又はレース委員会が延期、ゼネラル・リコール若しくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。またスタート・ラインの延長線上にはならない。(【添付図D】参照のこと。)

- 23.6 支援艇は、レース委員会及びプロテスト委員会の無線通信を傍受してはならない。

- 23.7 参加艇の安全な出艇を確保するため新西宮ヨットハーバースロープより下架出艇する支援艇は『D旗』掲揚後 15分間は出艇してはならない。

- 23.8 支援艇は、ハーバー内においては、引き波を立てないようデッドスローで航行しなければならない。

- 23.9 レース委員会船に『数字旗8』が掲揚された場合、『支援艇は、艇がレースをしているエリアを含む全エリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。』ことを意味する。

この信号はレース中であっても発せられることがある。この場合、指示23.4, 23.5は適用しない。

23.10 レース委員会又はプロテスト委員会は、支援艇のレース公示の支援艇条項及び指示23.1違反を申し立てて、その支援艇の関与する艇を抗議することができる。

プロテスト委員会は、審問においてその支援艇が違反したと判定した場合、その支援艇の関与するチームの艇にペナルティーを課すことができる。違反を申し立てられた支援艇の代表者は、プロテスト委員会から要請された場合、この指示に基づく審問に出席しなければならない。

23.11 支援艇は、関与するチームの艇が帆走不能となり、陸上に帰着する必要がある場合は、当該艇の陸上帰着を、責任を持ってサポートしなければならない。

## 24. 【NP】【DP】ごみの処分

24.1 ごみは支援艇に渡してもよい。

24.2 支援艇のない艇は、ごみをレース委員会船又はプロテスト委員会船に渡してもよい。

## 25. 賞

賞は次のとおりに与える。

クラス	優勝旗 (持ち回り)	賞状	賞品
国際470級	1位	1位～6位	1位～3位
国際スナイプ級	1位	1位～6位	1位～3位
総合	1位	1位～6位	1位～3位

## 26. 責任の否認

競技者は、完全に自己の責任でこのレガッタに参加する。規則4「レースをすることの決定」参照。主催団体は、レガッタ前、レガッタ中又はレガッタ後と関連してこうむった物的損傷又は人身傷害若しくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

## 27. 【DP】大会役員、競技役員からの指示に対する遵守

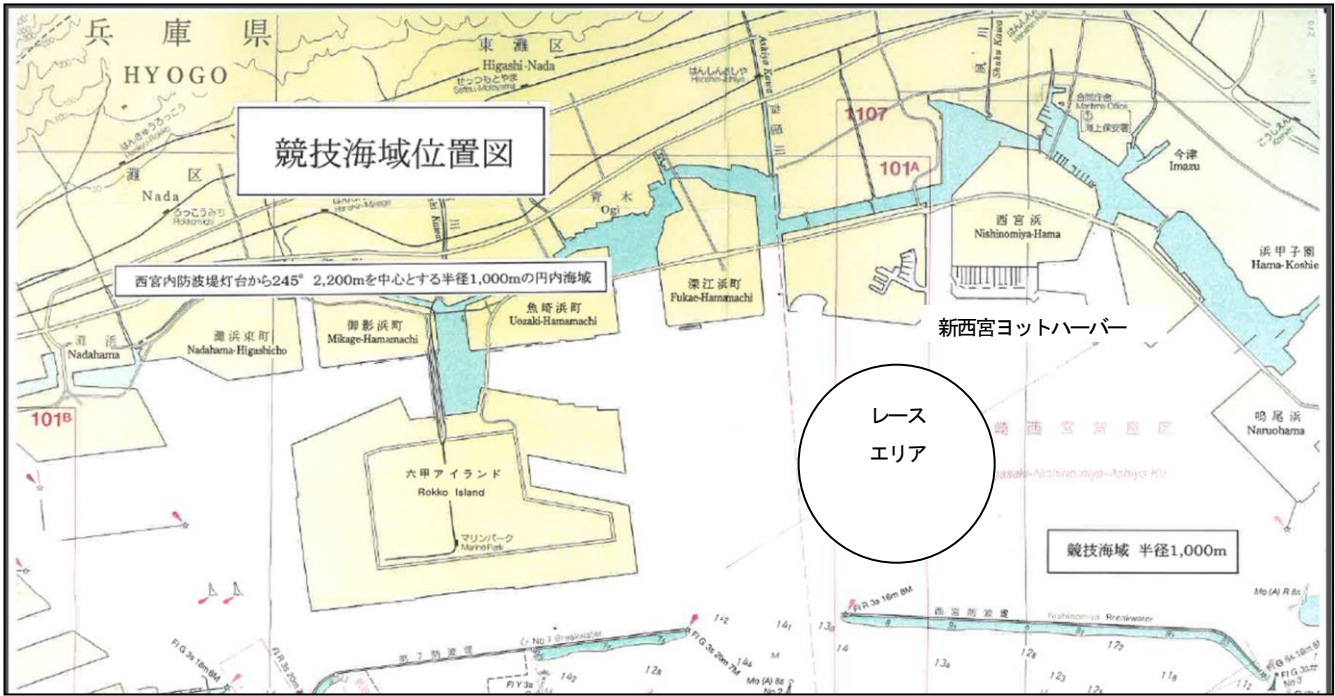
競技者および支援者は、大会役員、競技役員からの合理的な理由に基づく指示に従わなければならない。

## 28. 大会期間中の競技者の肖像権

選手は、本大会に参加することにより、大会期間中の選手または本大会における選手の装備に関する動画、スチール写真および撮影された映像またはその製版について、対価を求めることなく、主催団体に独自の判断で使用する権利を与えるものとする。

以上

【添付図 A】 レース・エリア



【添付図 B】 コース見取り図 (トラペゾイド・コース)

アウトター・ループ

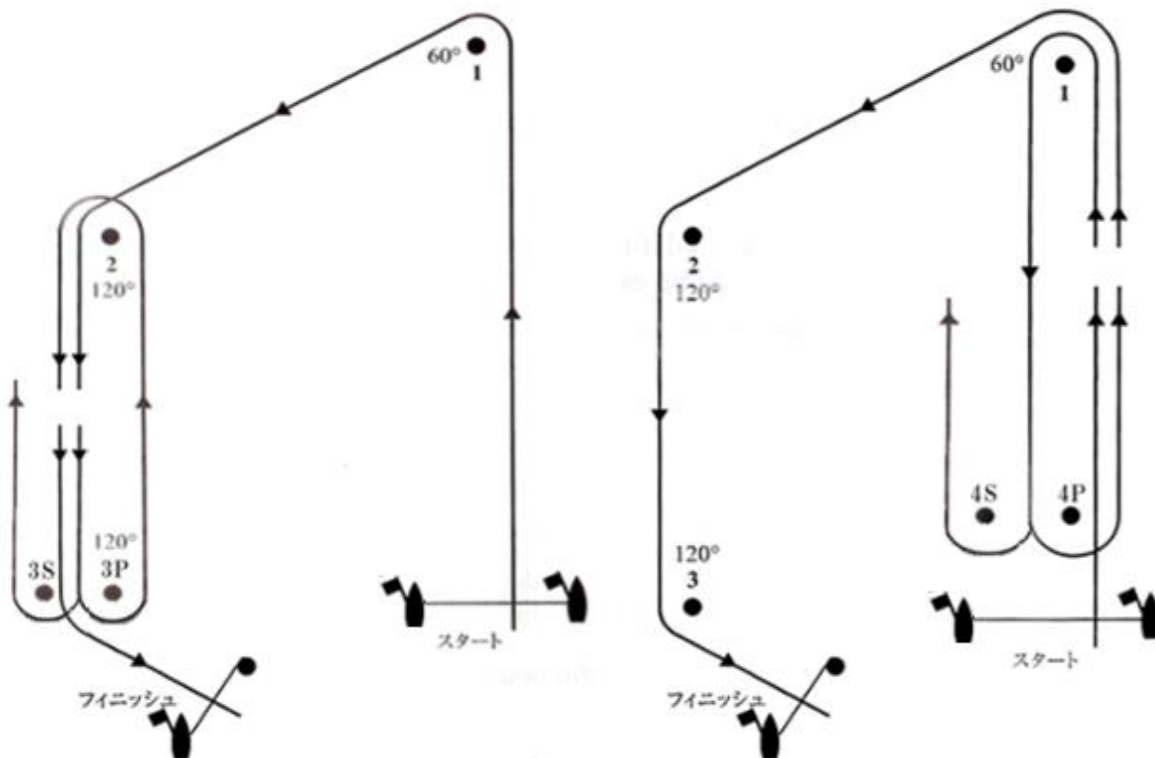
O 2 : Start-1-2-3 S/3 P-2-3 P-Finish  
inish

O 3 : Start-1-2-3 S/3 P-2-3 S/3 P-2-3 P-Finish  
-2-3 P-Finish

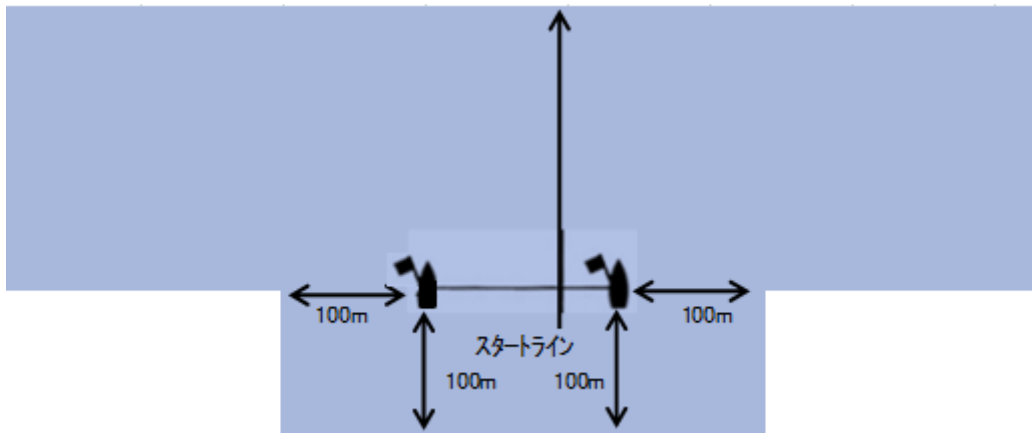
インナー・ループ

I 2 : Start-1-4 S/4 P-1-2-3 P-F

I 3 : Start-1-4 S/4 P-1-4 S/4 P-1



【添付図 C】 指示10.4に規定するスタート・エリア



【添付図 D】 指示23.5に規定する「艇がレースをしているエリア」

※ 全ての支援艇は、レース中、破線の内側に入ってはならない。

